

## 新 旧 対 照 表

(新)	(旧)
<p>高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱</p>	<p>高知県土佐茶生産強化事業費補助金交付要綱</p>
<p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条                      (10)別表第1に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。また、事業実施主体による税外未収金債務の滞納がないことを確認するため、別記第2号様式による誓約書兼同意書を、前条第1項の規定に基づく交付の申請時に知事に提出すること。</p> <p>第6条～第16条 (省略)</p> <p>(県内発注)                      第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>附則                      1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。                      2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p>第1条～第4条 (省略)</p> <p>第5条                      (10)別表第1に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「<u>県税完納情報提供事務処理要領</u>」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。事業実施主体が法人の場合は、<u>法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等</u>)を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。<u>間接補助金の交付に当たっては事業実施主体において県税の滞納がないことを確認すること。</u>また、事業実施主体による税外未収金債務の滞納がないことを確認するため、別記第2号様式による誓約書兼同意書を、前条第1項の規定に基づく交付の申請時に知事に提出すること。</p> <p>第6条～第16条 (省略)</p> <p>附則                      1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。                      2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条、第9条第2項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(省略)

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

別表第1(第3条、第12条関係)

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	JA、茶生産団体、茶生産者又は茶生産法人	ア 茶園管理機の導入 イ 作業道の整備 モノレールの敷設	ア 乗用型茶園摘採機本体、乗用型茶園管理機本体、軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体、機械本体に装着する作業機及び茶園管理機用トレナーの導入に係る経費 イ 工事費、設計費、材料費	ア 県 2分の1以内 市町村 6分の1以上  イ 県 2分の1以内(ただし、補助限度額50万円) 市町村 6分の1以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、JA、茶生産団体、茶生産者又は茶生産法人	ア 特徴のあるお茶づくり イ 茶園の若返り ウ 防霜施設の導入 エ 茶工場への品質向上機器の導入	ア 需用費(食糧費を除く)、役務費、原材料費 イ 台切り、改植、新植及び中切りに要する経費 ウ 防霜ファンの導入に係る経費 エ 色彩選別機などの導入に係る経費	ア 定額 (25万円/10a)  イ 県 定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 ・台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上  ウ 県 2分の1以内(ただし、補助限度額92,000円/a) 市町村 6分の1以上  エ 県 2分の1以内(ただし、補助限度額は計画数量で1,679千円/t) 市町村 6分の1以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を実施する。	市町村	市町村・JA又は茶産地協議会(市町村・JA及び生産者等で構成される協議会)	茶産地計画に基づく活動 ア 担い手を確保するための取組 イ 茶園の流動化の推進に向けた取組	報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに負担金	県 2分の1以内

※1) 品質向上区分の「イ 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限りて支援対象とする。  
2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については設置翌年の生業出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の荒茶販売額において、それぞれ5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一場で同年度に実施する場合は、実施翌年から3年間、生業出荷量の増加が見込まれること。  
3) 事業実施主体及びその経営している農地が目標地図に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確定であること。

別表第2 (第5条—第7条関係) (省略)

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(省略)

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

別表第1(第3条関係)

事業区分	事業目的	補助事業者	事業実施主体	事業内容	補助対象経費	補助率
省力化	茶園管理機の導入及び作業道の整備により茶園管理作業の省力化・軽労化を図る。	市町村	JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 茶園管理機の導入 イ 作業道の整備	ア 乗用型茶園摘採機本体、乗用型茶園管理機本体、軽トラックで運搬可能な自走式茶園管理機本体、及び機械本体に装着する作業機の導入に係る経費 イ 工事費、設計費、材料費	ア 県 2分の1以内 市町村 6分の1以上  イ 県 2分の1以内(ただし、補助限度額50万円) 市町村 6分の1以上
品質向上	茶園の若返り、防霜施設や茶工場への品質向上機器の導入により茶の品質と生産力の向上を図る。	市町村	市町村、JA、茶生産団体、茶生産者若しくは茶生産法人	ア 特徴のあるお茶づくり イ 茶園の若返り ウ 防霜施設の導入 エ 茶工場への品質向上機器の導入	ア 需用費(食糧費を除く)、役務費、原材料費 イ 台切り、改植、新植及び中切りに要する経費 ウ 防霜ファンの導入に係る経費 エ 色彩選別機などの導入に係る経費	ア 定額 (25万円/10a)  イ 県 定額 ・台切り 7,000円/a ・改植 29,300円/a ・新植 12,000円/a ・中切り 3,500円/a 市町村 ・台切り 1,300円/a以上 ・改植 2,100円/a以上 ・新植 2,100円/a以上 ・中切り 500円/a以上  ウ 県 2分の1以内(ただし、補助限度額92,000円/a) 市町村 6分の1以上  エ 県 2分の1以内(ただし、補助限度額は計画数量で1,679千円/t) 市町村 6分の1以上
担い手確保	担い手の確保に向けた活動を実施する。	市町村	市町村・JA又は茶産地協議会(市町村・JA及び生産者等で構成される協議会)	茶産地計画に基づく活動 ア 担い手を確保するための取組 イ 茶園の流動化の推進に向けた取組	報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費並びに負担金	県 2分の1以内

※1) 品質向上区分の「イ 茶園の若返り」については、国事業を活用できない場合に限りて支援対象とする。  
2) 品質向上区分の「ウ 防霜施設の導入」については設置翌年の生業出荷量、「エ 茶工場への品質向上機器の導入」では導入翌年の荒茶販売額において、それぞれ5%の向上が見込まれること。ただし、「イ 茶園の若返り」及び「ウ 防霜施設の導入」を同一場で同年度に実施する場合は、実施翌年から3年間、生業出荷量の増加が見込まれること。  
3) 事業実施主体のうち生産者若しくは茶生産法人については、地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確定と見込まれる者であること。

別表第2 (第5条—第7条関係) (省略)

別記第1号様式（第4条関係）

1（省略）

2 事業の内容  
事業実施計画書（又は実績書）

事業区分	事業着工 (予定) 年月日	事業完了 (予定) 年月日	事業内容	経費の配分			備考
				負担区分			
				総事業費 (D)= (A)+(B)+(C)	県費 (A)	市町村費 (B)	
省力化			ア 茶園管理機の導入				
			イ 作業道の整備、モノレールの敷設				
	計						
品質向上			ア 特徴のあるお茶づくり				
			イ 茶園の若返り				
			ウ 防霜施設の導入				
			エ 茶工場への品質向上機器の導入				
	計						
担い手の確保			ア 担い手を確保するための取組				
			イ 茶園の流動化の推進に向けた取組				
	計						
合計							

(注)「備考」欄は、仕入れに係る消費税相当額について、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「税額含」とそれぞれ記入してください。

3～4（3）（省略）

(4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書を、県税の納税義務がない場合はその申立書

(5)（省略）

5

(1) 事業実施主体及びその経営している農地が目標地図に位置付けられて

別記第1号様式（第4条関係）

1（省略）

2 事業の内容  
事業実施計画書（又は実績書）

事業区分	事業着工 (予定) 年月日	事業完了 (予定) 年月日	事業内容	経費の配分			備考
				負担区分			
				総事業費 (D)= (A)+(B)+(C)	県費 (A)	市町村費 (B)	
省力化			ア 茶園管理機の導入				
			イ 作業道の整備				
	計						
品質向上			ア 特徴のあるお茶づくり				
			イ 茶園の若返り				
			ウ 防霜施設の導入				
			エ 茶工場への品質向上機器の導入				
	計						
担い手の確保			ア 担い手を確保するための取組				
			イ 茶園の流動化の推進に向けた取組				
	計						
合計							

(注)「備考」欄は、仕入れに係る消費税相当額について、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「税額含」とそれぞれ記入してください。

3～4（3）（省略）

(4) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(事業実施主体が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。事業実施主体が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等)を、県税の納税義務がない場合はその申立書

(5)（省略）

5

(1) 事業実施主体のうち生産者若しくは茶生産法人については、地域計

いること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であることを確認しました。 □

別紙1～別紙2 1 (省略)

2

★記載上の留意事項

1) 同一の生産者で複数の取組内容のある場合は取組内容(台切り、改植、新植、中切り)ごとに段を分けて記載。また、同一の取組が複数筆となる場合は筆数を記入。

2) 支援内容及び対象面積の算定方法について

支援内容は以下のとおりとし、支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない。

ア) 改植：茶樹を伐採し、抜根又は枯死させた後、新たに植栽した面積(ただし、伐採した面積が上限)

イ) 新植：茶樹を畑地等へ新たに植栽した面積

ウ) 台切り：茶園の地際部から地上約15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

エ) 中切り：茶園の地際部から地上約50センチメートルまでの高さで茶樹を剪枝する面積

3) 実施計画提出に必要な資料

- ・借地の場合は、2)に示した書類
- ・筆ごとの面積測定に用いた資料
- ・筆ごとの若返り対策実施前の写真(撮影日、面積等を記載)

4) 実績報告時の確認事項及び資料

- ・茶園の若返りの取組が確実に実施された面積(計画と異なる場合は、その理由及び面積測定に用いた資料を提出・様式自由)
- ・筆ごとの若返り対策実施後の写真(撮影日、面積等を記載)

5) 実施年から3年後までの実施状況報告

- ・若返り実施後の管理状況把握のため、事業実施主体は実施後3年間は別記第7号様式により達成状況を毎年7月31日までに提出すること。

画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であることを確認しました。 □

別紙1～別紙2 1 (省略)

2

★記載上の留意事項

1) 同一の生産者で複数の取組内容のある場合は取組内容(台切り、改植、新植、中切り)ごとに段を分けて記載。また、同一の取組が複数筆となる場合は筆数を記入。

2) 実施する茶園が借地の場合

・利用権を設定すること。なお、利用権の申請予定であれば対応可能とし、事業完了までに利用権を設定すること。

・また、耕作者が販売権まで有している「特定農作業受委託」の書面契約でも可能。

3) 支援内容及び対象面積の算定方法について

支援内容は以下のとおりとし、支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない。

ア) 改植：茶樹を伐採し、抜根又は枯死させた後、新たに植栽した面積(ただし、伐採した面積が上限)

イ) 新植：茶樹を畑地等へ新たに植栽した面積

ウ) 台切り：茶園の地際部から地上約15センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

エ) 中切り：茶園の地際部から地上約50センチメートルまでの高さで茶樹を剪枝する面積

4) 実施計画提出に必要な資料

- ・借地の場合は、2)に示した書類
- ・筆ごとの面積測定に用いた資料
- ・筆ごとの若返り対策実施前の写真(撮影日、面積等を記載)

5) 実績報告時の確認事項及び資料

- ・茶園の若返りの取組が確実に実施された面積(計画と異なる場合は、その理由及び面積測定に用いた資料を提出・様式自由)
- ・筆ごとの若返り対策実施後の写真(撮影日、面積等を記載)

6) 実施年から3年後までの実施状況報告

- ・若返り実施後の管理状況把握のため、事業実施主体は実施後3年間は別記第7号様式により達成状況を毎年7月31日までに提出すること。

